

緊急災害対策本部・原子力災害対策本部合同本部

(資料1) 被災者生活支援特別対策本部の取組み …… P 1

— 実績・現状・課題 —

(資料2) 被災者支援の状況 …… P 4

平成23年5月6日

被災者生活支援特別対策本部

平成23年5月6日
被災者生活支援特別対策本部

被災者生活支援特別対策本部の取組み

— 実績・現状・課題 —

1. 本部組織

(1) 事務局組織

- ・ 3/20に、緊急災害対策本部から、緊急物資の調達・配送業務を引き継ぎ、内閣府本府庁舎（地下講堂）にて業務開始（70名規模）。
- ・ その後、11班約100人以上に拡充。
- ・ 現在は、物資の調達・配送業務を県に移行したため、体制を縮小中。

(2) 運営

- ・ 毎日、定時に本部長（大臣）以下出席し、運営会議を開催。方針を決定し、個別課題の解決を指示している。
- ・ 各府省連絡会議（各省次官、長官等）を開催（当初は隔日、現在は週2回）し、全府省間で必要な情報の共有や対策の調整等を実施。

2. 実績と現地の改善状況

(1) 避難者の数

	ピーク時	現在
全県	約47万人	約12万人
3県	約40万人	約10万人

(2) 物資支援

これまで国が行った主な支援実績は、食料約2,590万食、飲料約788万本、毛布約39万枚、燃料約1.5万キロリットル（要請計：約5,800件）。

(3) 避難所の環境改善と情報提供

- ・ 3県の避難所の実態把握を行い、改善が必要な箇所を把握し、改善策について、県・市町村の取組を支援している。
- ・ 内閣広報室から、「壁新聞」「生活支援ガイドブック」を配付。
- ・ 内閣府防災担当統括官から、「被災者支援に関する各種制度の概要（東

日本大震災編)」を公表。

(4) 二次避難

避難所の解消を目指し、二次避難を促進中。

- ・ 5月2日時点で、23,850戸の応急仮設住宅が着工済み（うち3,877戸は完成済）
- ・ 全国各地で公営住宅や公務員宿舎等を計53,568戸確保（うち、8,388戸は入居済。5月2日現在）。
- ・ ホテル・旅館等への一時的な避難も促進。

(5) インフラ等の早期復旧

① がれき処理

「災害廃棄物処理検討会議」を開催。「損壊家屋等の撤去等に関する指針」とりまとめ、各県協議会による仮置き場確保、処理計画策定等に係る総合調整への助言等を実施。

② 仮設住宅

「仮設住宅検討会議」を開催。概ね2か月で3万戸、その後の3か月で3万戸を供給する準備を進めている。

③ 復旧対策

「復旧対策検討会議」を開催。公共インフラ等の応急復旧を当面6か月程度のスケジュールに基づき実施するために必要な各省調整を行う。

(6) 生活の再建

- ・ 「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」を開催。復旧事業等における就労機会の創出、「日本はひとつ」しごと協議会の創設等によるマッチング機能の強化等に取り組むほか、雇用創出基金事業などを活用し、被災者の雇用を促進。
- ・ 中小企業庁にて、資金繰り・雇用面、税制面での被災中小企業向け支援策をまとめたガイドブックを作成し、商工会議所等を経由して提供。

(7) 市町村機能の回復

① 人的支援

- ・ 国家公務員の派遣、地方公務員の派遣のあっせんを実施。

② 役場機能の応急復旧

- ・ 仮設庁舎の建設や情報システムの復旧に関する補助を第一次補正予算に計上。

③ Q&A 集の配付、説明会の実施

- ・ 県庁・市町村の執務参考資料として、Q&A 集を作成し、送付した。
- ・ 支援本部事務局及び各府省庁の担当官による現地説明会を開催予定。

3. 今後の課題

(1) 避難所の生活改善

- ・ 物資面での改善、水道・電気などのライフラインに関わるインフラ復旧に合わせ、避難所の生活環境も改善してきている。
- ・ しかし、一部に生活環境が引き続き厳しい避難所がある。こうした避難所について、各県の避難所担当課と協力し、重点的な環境改善が可能となるよう、市町村を支援する。

(2) 二次避難の促進、避難所の解消

- ・ 仮設住宅等への入居を待つ方のために一部の避難所は残しつつ、避難所を早期に解消することができるよう、仮設住宅の建設、公営住宅の確保、民間住宅の借り上げを促進。併せて、被災地域外のホテル・旅館等への一時的な避難も促進。

(3) インフラ等復旧と生活再建

- ・ 社会生活や企業活動の基盤となるライフライン・交通網等のインフラにつき、家屋流出等地域のインフラの早期復旧に目途をつけるべく、引き続き注力。
- ・ 農地・漁港等の復旧を本格化させる。
- ・ 被災者の生活再建のために欠かせない雇用の確保に向け、復旧事業等による雇用創出策や新たな就職に向けた支援を実施するとともに、雇用の受け皿である各産業への復旧への支援等を実施し、地域経済を維持。

- (4) これらについて、当面の政府の取組を国民にお示しするべく、「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針（仮称）」を作成することとしている。

被災者支援の状況

1. 取組みの概要
2. 被災者等の状況
 - (1) 被災者の推計
 - (2) 被災者の避難状況等
 - (3) インフラ等の被害・復旧状況
3. 課題と当本部の取組み
 - (1) 現地の課題と当本部の取組み
 - (2) 避難所の実態把握について
 - (3) 二次避難及び一時的移転の状況
4. 参考
 - (1) 生活支援本部対策の経過(事務記録)

(当本部ホームページで関連資料を掲載するとともに、最新のものに更新しています。)

当本部ホームページ：<http://www.cao.go.jp/shien/index.html>)

被災者支援取組の概要

1. 被災者等の状況

(1) 避難所におられる避難者の現状 [P 7～P 9]

全国で約 12 万人、東北 3 県で約 10 万人。

ほぼ一定数に落ち着いている。

二次避難によって、人数や場所が変わる。

なお、避難所以外に避難された方等、例えば、知人宅に避難された方、自宅におられる被災された方、ライフラインが復旧せず避難所に食事などを求めに来ておられる方の正確な数は、把握できていない。

(2) インフラ等の被害・復旧状況 [P 10～P 12]

関係者の御努力により、復旧はかなり進んでいる。

- ・電気について、家屋流出地域、避難区域及びがれき未処理地域、家主の不在による送電留保（計約 15 万戸）を除き、復旧済み。
- ・仙台空港が 4 月 13 日に民航機就航が再開し、完全復旧に向け復旧作業を実施中。東北新幹線は 4 月 25 日に福島～仙台間が運転再開、4 月 29 日に仙台～一ノ関が運転再開し、全線開通予定。

2. 現地の課題と当本部の取組み

(1) 現地の課題と当本部の取組み（分類） [P 13～P 17]

(2) 国から県への物資調達・配送の移行

これまでは、政府（生活支援本部）が避難所等への物資調達・配送を代行していたが、4 月 21 日から災害救助法の枠組み（県による調達・配送）へ移行した（当分の間、県で調達困難な物資があれば、県からの依頼に基づき、国が対応）。

【これまで国が行った主な支援実績】

- ①食料 2590 万食、②飲料水 788 万本、③毛布 39 万枚、
- ④燃料約 1.5 万キロリットル（4/8 以降は民間業者によるほぼ通常の配送に復旧）

3. 今後に向けて

(1) 避難所の実態把握 [P 18~P 24]

- ① 東北3県（岩手県、宮城県、福島県）の全避難所（4月26日現在：965か所）を対象に、ライフライン、食事の状況など避難所の生活環境に関する9項目について状況を把握。

実態把握ができた避難所は前回分とあわせ全体の約6割。総合的に見ると、環境が著しく厳しい状況又は厳しい状況にある避難所は59か所（約11%）。

- ② さらに、6つの避難所（3県×2カ所）を対象に、生活環境等に関する詳細な状況について定期的に実態把握を行っている。

(2) 二次避難及び一時的移転の状況 [P 25]

- ① 5月2日時点で23,850戸の応急仮設住宅が着工済（うち3,877戸は完成済）。岩手県・宮城県・福島県等6県における必要戸数72,290戸の供給に向けて準備を進める。
- ② 全国各地（47都道府県）で、公営住宅や国家公務員宿舎等を合計53,568戸確保（うち8,388戸は入居済。5月2日現在）。旅館・ホテル等も確保。福島県では、県による旅館等を無償利用できる旨の周知などにより、旅館等への一時的移転が進んでいる。

平成23年5月4日

被災者の推計

(単位：人)

	全国	うち3県	注
1. 死者(把握できた数)	14,785	14,721	5月4日現在 警察庁調べ
2. 行方不明者			
(1) 届出のあった数	10,271	10,267	5月4日現在 警察庁調べ
(2) 届出のない者	不明	不明	
3. 避難所にいる避難者	124,455	103,422	5月4日現在 警察庁調べ
4. 避難所以外に避難した者	不明	不明	各県・市町村が一部の者について把握しているが、その他については調査中
5. 自宅にいるが被災している者	不明	不明	・家が壊れた者 ・ライフラインが復旧していない家

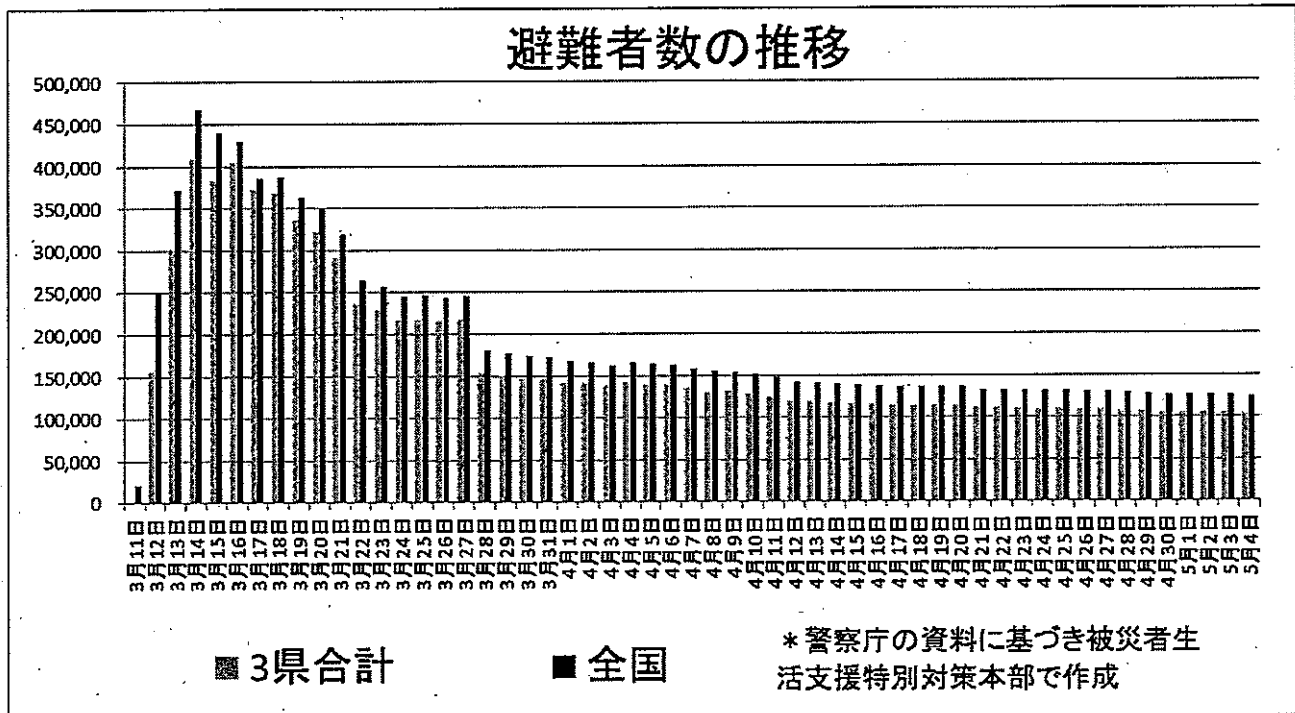
避難所の避難者数(総括表)

	5月4日現在	5月4日現在	
	避難者数(※1)	避難所数(※2)	市町村数
全国計	124,455	2,456	
岩手県	41,257	360	25
宮城県	36,463	406	28
福島県	25,702	160	32
3県合計	103,422	926	85

※1:一部、自宅等避難を含む

※2:公営住宅等を含む

出典:警察庁緊急災害警備本部資料に基づき被災者生活支援特別対策本部で作成



避難所の避難者数

5月4日現在

5月4日現在

	避難者数(※1)	避難所数(※2)
北海道	1,059	378
青森県	983	328
岩手県	41,257	360
宮城県	36,463	406
秋田県	536	94
山形県	530	23
福島県	25,702	160
東京都	912	22
茨城県	377	36
栃木県	158	6
群馬県	2,602	58
埼玉県	4,544	45
千葉県	1,387	69
神奈川県	638	68
新潟県	4,552	66
山梨県	823	136
長野県	970	132
静岡県	962	35
合計	124,455	2,422

※1:一部、自宅等避難を含む

※2:公営住宅等を含む

出典:警察庁緊急災害警備本部資料に基づき被災者生活支援
特別対策本部で作成

平成23年4月27日現在

インフラ等の被害・復旧状況について(岩手県、宮城県、福島県中心)

被災者生活支援特別対策本部事務局

- ・ 直近の数値や状況を暫定的に取りまとめたものです。
- ・ 詳しくは、各府省庁のHP等に掲載されていますのでご覧ください。

1. がれき処理及び仮設住宅

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
がれき処理	岩手県では沿岸12市町村(計78箇所)、宮城県では33市町村(計104箇所)、福島県では25市町村(計114箇所)において、仮置き場を設置済み。岩手県では沿岸12市町村、宮城県では15市町、福島県では8市町で、仮置き場への災害廃棄物の搬入を実施中。	環境省 ・関係HP ・関係資料(pdf)
応急仮設住宅	応急仮設住宅について、概ね2ヶ月で3万戸、その後の3ヶ月で3万戸を供給する準備を進めているところ。現在、着工済み17,692戸(208地区)、着工済みのうち完成2,792戸、着工予定5,807戸(77地区)。	国土交通省 ・関係HP1 ・関係HP2

2. ライフライン

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
電気	東北3県の停電戸数は、約274万戸(3月11日)から約1.2万戸(4月25日16時)に減少(岩手県約1千戸、宮城県約1.1万戸、福島県2戸)。(なお、家主不在等で送電を留保している家屋(約1.5万戸)、津波による家屋等流出地域(約8.2万戸)、福島県内の立入制限区域(約3.2万戸)は除く。)	経済産業省 ・関係HP 東北電力 ・関係HP
ガス	都市ガスの供給停止戸数は、約42万戸(3月11日)から約3千戸(4月27日)に減少。復旧作業中の石巻ガス(石巻市)については、被害が甚大で立ち入りが困難など作業ができない地域を除き、5月上旬までに概ね復旧の見込み。 LPガスの供給停止戸数は、約166万戸(3月11日)であったが、4月27日現在、家屋流出等地域を除いて供給可能。	経済産業省 ・関係HP ・関係資料(pdf)
水道	これまで復旧した総数は約221万戸。5県で約7.7万戸が断水(岩手県約2.4万戸、宮城県約4.5万戸、福島県約0.5万戸)。全国の水道事業者が給水車による応急給水や水道施設の復旧作業を支援中。	厚生労働省 ・関係HP
市場・流通業	【市場】 卸売市場等による物流機能は回復傾向(中央卸売市場関係:盛岡、仙台(青果及び水産)、福島(青果)は通常通り。福島(水産)は通常比8割)。 【流通業】 被災地においては、営業時間短縮や一部フロアのみ営業、店頭販売などを行っている店舗を含め、概ね9割程度の店舗が営業中。店舗が流出したり、被害の大きかった沿岸部や原発周辺地域においては休業店舗が多い。岩手県や宮城県の沿岸部などでは、仮設店舗の設置、店頭販売、出張販売、巡回販売などの取組みを実施中。	【市場】 農林水産省 ・関係資料(pdf) 【流通業】 生活支援本部 ・関係資料1(pdf) ・関係資料2(pdf) ・関係資料3(pdf)

燃料	<p>【製油所・油槽所】 6箇所中3箇所(いずれも関東)が復旧。残りは復旧までに長期化。 塩竈油槽所が一部機能回復(3月27日以降、5千klタンカーが着棧可能。4月26日までに約28.7万kl着棧済)。 ガソリンを含む石油製品全体について、震災前の東北地方の需要量・日量3.8万klに対し、既に、概ね日量3.4万kl(震災前の約9割程度)の供給を回復。</p> <p>【SS】 東北3県の稼働率は53%(3月20日)から91%(4月25日)に向上。陸前高田市等9市町村に仮設ミニSSを設置。</p>	<p>経済産業省 ・関係HP</p> <p>内閣府 ・関係HP</p>
下水道等	<p>【下水道】 岩手、宮城、福島、茨城4県の沿岸部にある下水処理場18箇所が、主に津波による機械電気設備の損傷等により稼働停止中。このうち、汚水流入のある12箇所では、簡易処理(沈殿・消毒)等による応急対応を実施中。</p> <p>【集落排水】 11県において、380地区が被災し、被害金額は約349億円。被災した市町村へは、地方農政局等において応急対応、災害復旧に関する技術相談、施設緊急点検等の対応を実施中。</p>	<p>【下水道】 国土交通省 ・関係HP</p> <p>【集落排水】 農林水産省 ・関係HP</p>
銀行	<p>東北6県及び茨城県に本店のある72金融機関の営業店約2,700について、震災直後の3月14日時点では、全体の約10%に相当する約280が閉鎖されていたが、4月27日時点では、閉鎖店舗数は、全体の約4%に相当する103まで減少。また、一部金融機関においては、閉鎖店舗について、役場等に設置した臨時窓口で対応。</p>	<p>金融庁 ・関係HP</p>
郵便	<p>郵便局(東北3県1,103局)の被害は、震災直後(3月14日)で約53%に相当する583局が営業停止であったが、現在は約9%に相当する97局(4月27日)に減少。</p> <p>郵便(配達:東北3県301拠点)の被害は、震災直後(3月14日)で約15%に相当する44拠点が配達不能であったが、現在は約2%に相当する4拠点(4月26日)に減少。</p>	<p>総務省 ・関係HP ・関係資料1(pdf) ・関係資料2(pdf)</p>
宅配便	<p>3県における集配サービスは一部エリアを除き再開済みであり、順次対象エリアを拡大中(全域で集配サービスが行えない市町村数:5町村(福島県双葉郡の一部))。集配サービスが行えないエリアでは最寄りの営業所での受取・持込により対応中。</p>	<p>ヤマト運輸 ・関係HP 佐川急便 ・関係HP 郵便事業 ・関係HP</p>
電話	<p>NTTの固定電話は4月27日現在で約1.7万回線が不通(最大時約100万回線)。携帯電話の基地局は4社合計で618局が停波(最大時約14,800局)。NTTは4月30日には、一部の地域を除き、固定電話交換局及び携帯電話基地局の通話エリアがほぼ復旧する予定。</p>	<p>総務省 ・関係HP ・関係資料(pdf)</p>
放送	<p>岩手県、宮城県でテレビジョン中継局の停波は174箇所中5箇所(うち、停電4、損壊1)。(カバーする世帯数は少数であるため、放送の広範囲にわたる影響はなし。)</p> <p>福島第1原発警戒区域内(半径20km圏内)に設置されている、テレビジョン中継局1箇所(NHK都路アナログ中継局(田村市都路町))、ラジオ中継局1箇所(NHK双葉中波第1中継局(双葉郡富岡町))が停波中。</p>	<p>総務省 ・関係HP ・関係資料(pdf)</p>

3. 交通

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
道路	高速道路の99%、直轄国道の99%で一般利用が可能。高速道路1区間(いわき四倉～常磐富岡)、直轄国道5区間、県管理国道26区間、地方道191区間で通行止め。直轄国道については、国道45号に仮橋を設置すること等により広域迂回を解消するとともに、片側交互通行の解消等の復旧作業を実施中。	国土交通省 ・関係HP 【鉄道】 JR東日本 ・関係HP
鉄道	秋田・山形新幹線は100%、東北新幹線は87%、在来幹線は95%。東北新幹線(仙台～一ノ関)は4月29日に運転再開予定。	
航空	被災地周辺の13空港全て利用可能。仙台空港の完全復旧に向け復旧作業を実施中(4月13日から民航機就航再開)。	
港湾	被災地の重要港湾15港において一部の岸壁が利用可能。バース数で見ると35%利用可能。航路の啓開、岸壁の応急復旧等により、緊急物資等の輸送能力を増強中。	
バス	高速バスは順次運行再開。首都圏～東北方面の輸送力は、地震発生前と比較して267%まで増強。	

4. その他基盤

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
河川	直轄河川で堤防崩壊等2,115箇所の被害が発生。特に緊急的な対応が必要な箇所について出水期までに緊急復旧を実施中。	国土交通省 ・関係HP
海岸	岩手、宮城、福島3県の海岸堤防約300kmのうち約190kmが全壊・半壊。津波による浸水被害は561km ² 。	
漁港	3県で約260の漁港のほぼ全てが壊滅的な被害。被害報告額は、岩手、宮城、福島3県で計3,637億円。緊急に航路・泊地のがれきの除去や岸壁の補修等の応急工事を実施中。	農林水産省 ・関係HP ・関係資料(pdf)
農地等	津波による農地被害面積は推定約2.3万ha。被害報告のある水路等の農業用施設は約4,100箇所。二次災害防止のため、浸水区域に、災害応急ポンプを61台搬送し排水対策を支援、一部の排水樋門周辺のがれきを緊急に除去作業中。	農林水産省 ・関係HP ・関係資料(pdf)

【連絡先】

被災者生活支援特別対策本部事務局
地域班：松島参事官、田中
代表：03-3581-4571 (内線85700)

被災者生活支援

現地の課題と生活支援本部の取組み（分類）

次のような項目に分けて、現地の課題に対し、取り組んでいます。

I 避難者等支援

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. 避難所等における生活改善	避難所の生活環境改善 生活インフラ、下着と洗濯、プライバシー保護、医師・看護師・保健師の巡回、薬、入浴、トイレ、ごみ処理 等	【ニーズの把握と対策の実行】 1. ニーズの把握 (1) 客観的に ①全避難所の要支援度の把握（5/2 第3回取りまとめを公表） ②定点観測（2か所×3県） (2) 個別に 壁新聞の要望欄、災対本部現地事務局による聴取 2. 対策と改善状況の確認 (1) 把握したニーズ等の情報を県・市町村等へ提供。 (2) 必要などころへの重点的な対策を県・市町村等に要請。 (3) 制度に問題があれば、各省に検討を指示・依頼。 (4) 住民と市町村による運営への移行を促進する（雇用創出基金事業の活用など）。
	個別事項（略）	1. 各省において取り組み中。 2. 本部では、必要事案の調整・解決・指示をしている。
2. 二次避難対策	1. 住民の誘導 (1) 公営住宅等への二次避難	【順次実行中】 1. 県の対策への支援 (1) 公営住宅等への移転 ①公営住宅・国の宿舍等の情報を一元化し、分かりやすい形で被災県へ提供中。 ②入居条件などを被災者に詳しく提供（壁新聞、地方紙等）

	<p>(2) 旅館等への一時的避難</p> <hr/> <p>2. 仮設住宅の建設</p>	<p>入居決定済み戸数(5月2日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等 4,352 戸 ・国の宿舍等 4,036 戸 <p>(2) 旅館・ホテル等への一時的移転</p> <p>①壁新聞などのPR媒体を用いて、体験者の談話を紹介。</p> <p>②先進的な取組みを政府現地対策本部等を通じて被災県に周知。</p> <p>県内外の旅館・ホテル等への移転済人数(5月2日現在) 21,880 人</p> <hr/> <p>1. 仮設住宅の建設促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が要望する戸数の建設を支援する。 ・2か月で3万戸、その後の3か月で3万戸の供給目標の実現に向け、進捗管理等を行う。 <p>応急仮設住宅 完成戸数 (4月27日現在) 2,792 戸</p> <p>2. 民間賃貸住宅の借上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間の賃貸住宅を県や市町村が借上げ、仮設住宅として提供することを促進(4月30日通知)。
<p>3. 必要な情報の提供</p>	<p>情報の不足</p>	<p>【内閣広報官と協力するとともに、生活支援本部においても情報を提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者に必要な情報の提供について、官邸HP、壁新聞等政府広報を通じて、また、マスコミの協力を得て行っているところ(壁新聞第8号(4月28日発刊))など。 ・4月28日、「生活支援ハンドブック」を避難所等で配布。 ・4月26日、内閣府防災担当において今回の被災者等向けにパンフレット「被災者支援に関する各種制度の概要(東日本大震災編)」を公表。

【参考：国から県への物資調達・配送の移行】

- ・避難所等への物資の調達・配送は、国から県へ移行した（当分の間、県で調達困難な物資があれば、県からの依頼に基づき国が対応）。

II 復旧に向けて

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. インフラ等の早期復旧	1. 被害・復旧状況の把握	<p>【各省において取組中。生活支援本部で整理した各省の最新の数字を被災者生活支援本部 HP 等で公表中】</p> <p>(1) ガレキ処理及び仮設住宅 (2) 交通 (3) ライフライン (4) その他基盤</p>
	2. 公共インフラ等の応急復旧	<p>【自治体の意向を尊重しつつ、政府全体の取組が必要】</p> <p>1. 災害廃棄物処理検討会議 「損壊家屋等の撤去等に関する指針」とりまとめ、各県協議会による仮置場確保、処理計画策定等に係る総合調整への助言等を実施。</p> <p>2. 仮設住宅検討会議 （「I. 2. 二次避難対策」に同じ）</p> <p>3. 復旧対策検討会議 公共インフラ等の応急復旧を当面6か月程度のスケジュールに基づき実施。検討会議では、必要な各省調整を行っていく。</p>
2. 生活の再建	1. 雇用	<p>【自治体の意向を尊重しつつ、政府全体の取組が必要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者等就労支援・雇用創出推進会議において、4月27日、補正予算、法律改正等による総合対策として、「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2を取りまとめ。 ・フェーズ1の対策を含め、復旧事業等に

		<p>おける就労機会の創出、「日本はひとつ」しごと協議会の創設等によるマッチング機能の強化等に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用創出基金事業などを活用し、被災者の雇用を進めている。
	2. 生業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業庁にて、資金繰り・雇用面、税制面での被災中小企業向け支援策をまとめたガイドブックを作成し、商工会議所等を経由して提供。 ・金融支援の拡充、営業・生産再開のための条件整備にかかる施策等を第一次補正予算に計上。

Ⅲ 対策のための基盤の充実

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. 市町村機能の回復	<p>1. 役場機能の回復</p> <p>2. 役場を移転した市町村への支援</p>	<p>【総務省が中心となって、役場を支援】</p> <p>1. 人的支援等</p> <p>国家公務員の派遣(4月25日現在) 816名、延べ約27,600名</p> <p>地方公務員の派遣のあっせん (4月13日現在)</p> <p>被災市町村からの派遣要望 673名</p> <p>全国市町村からの派遣申出 2,562名</p> <p>2. 役場機能の応急復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場機能の応急復旧のため、仮設庁舎の建設や情報システムの復旧に関する補助を第一次補正予算に計上。 <p>3. 相談窓口等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省と生活支援本部に窓口を作って、相談に応じている。 ・役場を区域外に移転した8町村と国との連絡手段を確保するため、パソコンや携帯電話端末の配備したところであり、これを用いて各町村との緊密な連絡を行っ

	(避難者の所在の把握)	<p>ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県による避難者の所在確認のためのコールセンターの設置を、官邸HP、総務省HPや広報誌、広報番組等を活用して広報している。 <p>コールセンターにより所在が判明した人数(4月30日現在) 25,409人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全国避難者情報システム」に関して、4月27日までに、一部の被災団体(7団体)を除く1,740市区町村において、避難されている方からの情報提供の受付を開始。
2. 政府内での対策強化		<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活支援本部における各府省との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・府省連絡会議による情報共有・連携 ・特定テーマについて府省間連携(各種検討会議で対応(Ⅱ参照)) 2. 地方公共団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援本部に地域班を設置し、現地対策本部及び県(ホットライン設置)と連携を密にして、自治体を支援している。 ・県、市町村職員向けに、様々な特例措置を解説した資料を作成し、県、市町村に配布した。 ・県、市町村職員向け説明会を計画中。 3. 国民に向けての広報の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・当本部においても、さらなる情報の提供・周知のために、事務局長による定例記者会見や、本部HPの開設などにより情報提供を充実中。

平成23年5月6日

避難所の実態把握について

1. 各避難所の要支援度の把握

(1) 趣旨

被災した東北の3県（岩手県、宮城県、福島県）において、すべての避難所を対象に、生活環境に関する状況を把握する。

各避難所において支援を要する点を把握して、重点的に支援を行う。

(2) 内容及び頻度

①現地事務所及び市町村、避難者にとって過度の負担にならないよう、項目を限定したうえで、各項目ごとに3又は5段階で評価する。

②次の9項目について行う。（第3回とりまとめは別添）

水道・電気・ガス・燃料／食／下着と洗濯／プライバシーの確保／
医師・看護師・保健師の巡回等／薬／入浴／トイレ／ゴミ処理

(3) 結果の集計、活用

①各避難所の生活環境を、上記の9項目の観点から評価する。

②厳しい状態にある避難所に対する重点的な支援を、県・市町村に要請する。

2. 避難所の定点観測

(1) 趣旨

被災した東北の3県（岩手県、宮城県、福島県）において、各県2カ所の避難所を抽出した上で、その実態を定期的に把握することにより、被災者の生活環境の改善に資する。

(2) 内容及び頻度

個々の避難所におけるライフライン、食事、衛生環境、物資、医療、教育等の避難所における生活全般にわたり、数値的なデータのみならず、避難者の生活状況を具体的に示す定性的かつ具体的な実態把握する。

※本件実態把握の対象となる個別の避難所名及び結果については公表しない。

3 県全避難所に対する実態把握結果について（第3回）

I 概要

1 実態把握結果の概要

(1) 期間 4月20～24日を基本とする（26日までに回答があったもの）

(2) 把握箇所 536か所（前回 510か所） 対象総数 965か所

※把握箇所：第1回から第3回までのいずれかで回答があったもの
のうち、直近のものを集計

前回510か所+今回416か所-重複箇所（2回以上回答）363か所-閉鎖27か所=536か所

※把握箇所の割合 55.5%

（岩手県92.6% 宮城県35.2% 福島県28.6%）

2 総評

(1) 水道等ライフラインが全く復旧していない避難所が2か所（前回11か所）

(2) おにぎりとパンのみの避難所は1か所（前回0か所）。未だ温かい食事の提供ができていない避難所が3か所（前回8か所）

(3) 替えの下着がないか、あっても洗濯できず下着が不足している避難所が182か所（前回186か所）

(4) 間仕切りなどが全くない避難所が108か所（前回130か所）

(5) 医師の巡回等が十分でない避難所は28か所（前回19か所）

(6) 入浴できていない避難所は0箇所。

(7) 総合的に見ると、特に著しく厳しい状況にある避難所は0か所（前回0か所）、著しく厳しい状況にある避難所は2か所（前回1か所）、厳しい状況にある避難所は57か所（前回58か所）。

3 対応

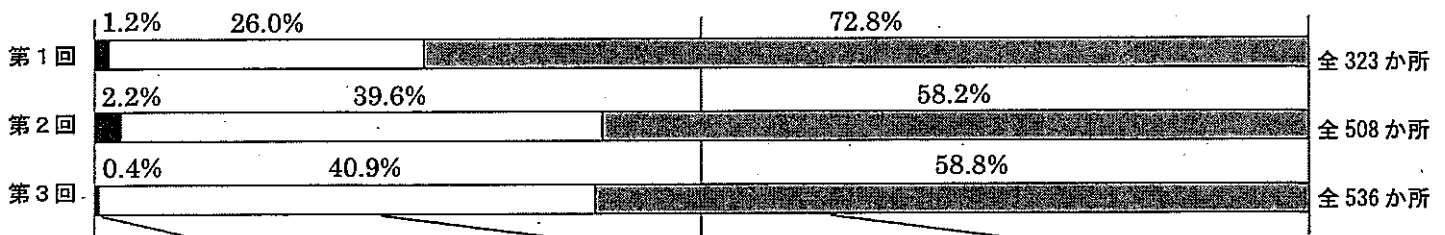
(1) この結果を県・市町村と共有し、特に改善が必要な避難所への支援の強化について、引き続き県・市町村に対し要請する。

(2) まだ実態が把握できていない避難所の把握を進める。

II 各項目の状況

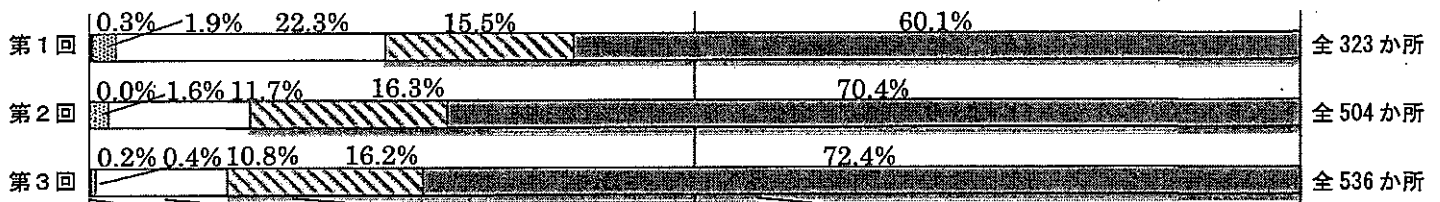
※ () 内の箇所数は第3回の数字

(1) 水道・電気・ガス・燃料



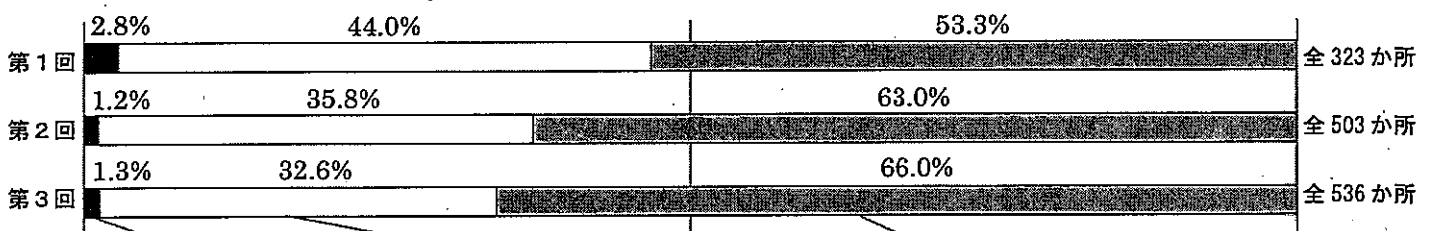
- 1 水道・電気は復旧しておらず、ガスも利用できない。燃料も著しく不足。(2←11 か所)
- 2 水道・電気・ガスのいずれかが復旧している。(219 か所)
- 3 水道・電気・ガスが利用可能。燃料も入手可能。(315 か所)

(2) 食事 (5段階)



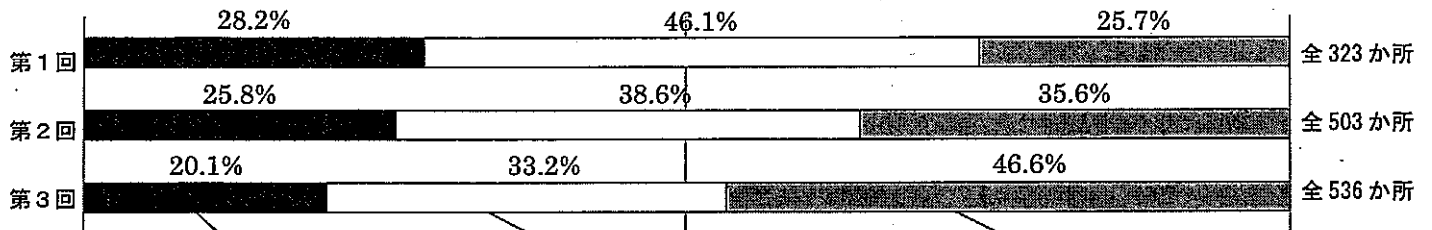
- 1 毎日、おにぎりやパンのみ。(1←0 か所)
- 2 おにぎりやパンに、時々、おかずが加わる。(2←8 か所)
- 3 おにぎりやパンに、時々、おかずや温かい物が加わる。(58 か所)
- 4 毎日、おにぎり、パン、おかずが出るほか、時々、温かいものが加わる。(87 か所)
- 5 毎日、おにぎり、パン、おかず、温かい物を食べられる。(388 か所)

(3) 下着と洗濯



- 1 替えの下着がない。(7←6 か所)
- 2 替えの下着はあるが、洗濯ができず不足している。(175 か所)
- 3 数が充足し、洗濯もできる。(354 か所)

(4) プライバシーの確保

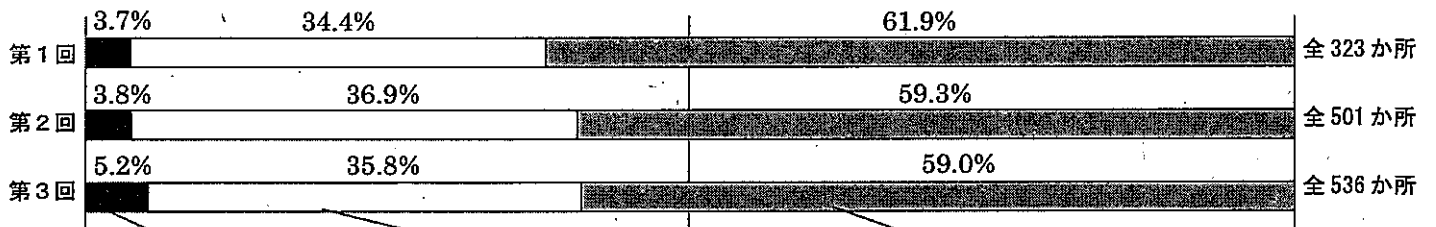


1 間仕切りなどが全くない。
(108←130 か所)

2 着替え場所など一部は、仕切られている。
(178 か所)

3 居場所がついたで仕切られるなど、ある程度プライバシーが確保されている。
(250 か所)

(5) 医師、看護師又は保健師の巡回等

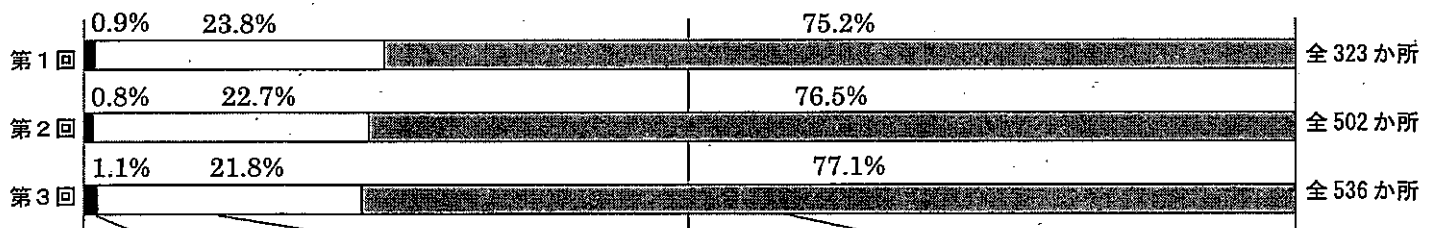


1 医師、看護師又は保健師の巡回がないか間遠(10日に1回程度以下)で、近隣の医療機関も利用できない。
(28←19 か所)

2 週に数回程度の巡回がある。
(192 か所)

3 ・1日に1回は巡回がある 又は
・医師、看護師又は保健師が常駐している 又は
・近隣の医療機関が利用できる。
(316 か所)

(6) 薬

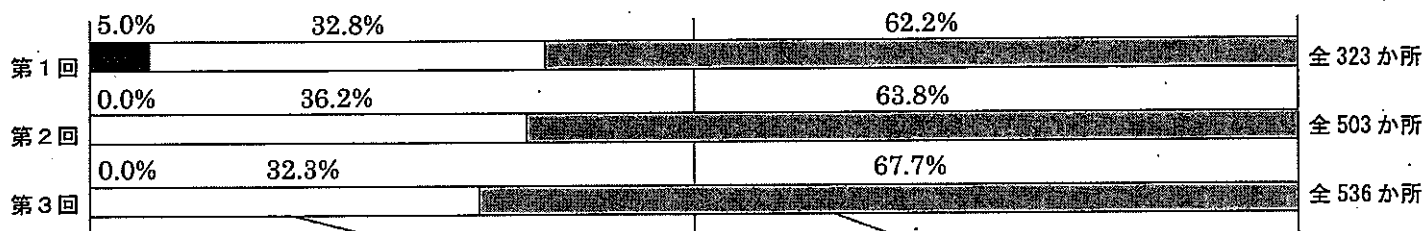


1 全般的に入手困難。(巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。)
(6←4 か所)

2 分野によっては不足。(巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。)
(117 か所)

3 全般的に充足している。(巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。)
(413 か所)

(7) 入浴

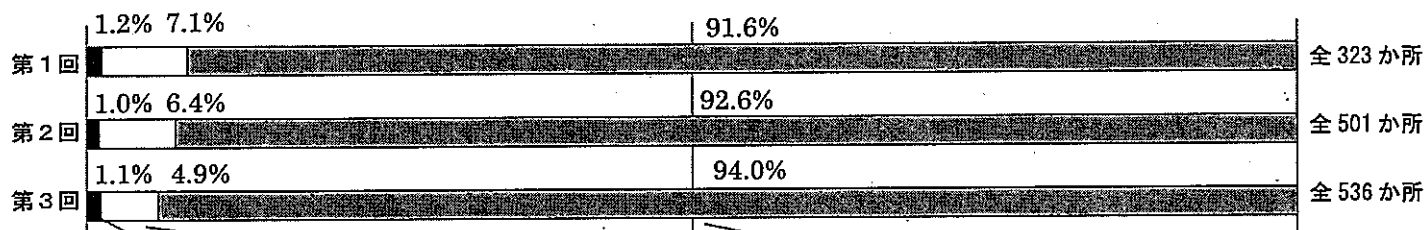


1 大震災以来、入浴できていない。
(0←0 箇所)

2 週に1度程度入浴可能。
(173 箇所)

3 避難所施設や近隣の施設で週に数回以上入浴可能。
(363 箇所)

(8) トイレ

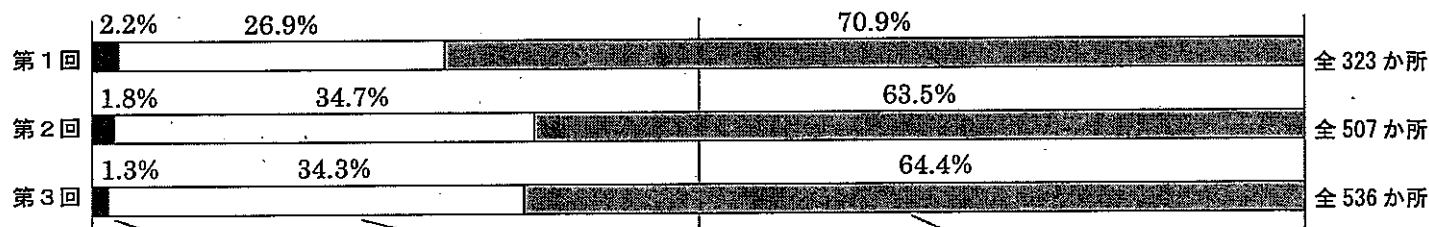


1 トイレ(仮設トイレを含む。)の数が不十分で汲み取りなども行われていない。
(6←5 箇所)

2 トイレ(仮設トイレを含む。)の数はあるが汲み取りなどは行われていない。
(26 箇所)

3 仮設トイレも含めて十分な数があり、汲み取りなどが行われている。
(504 箇所)

(9) ゴミ処理

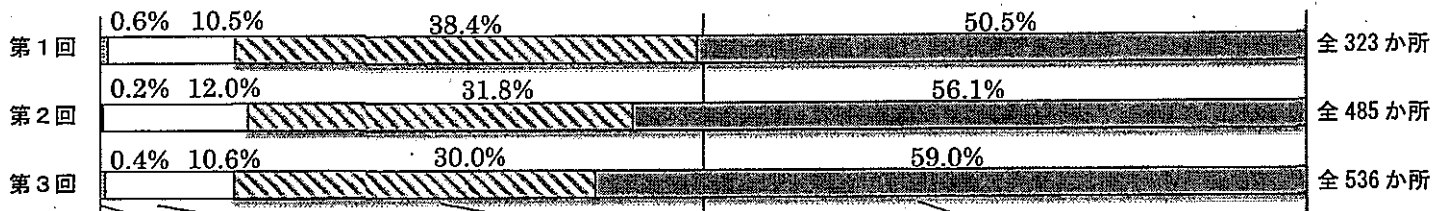


1 ゴミ捨て場がない。
(7←9 箇所)

2 ゴミ捨て場は定められているが、処理は週に1, 2回。
(184 箇所)

3 ゴミ捨て場が定められ、週に数回は処理されて、衛生的に保たれている。
(345 箇所)

(10) 総合評価 (5段階)



- V 特に著しく厳しい状況下にある避難所 (0←0 か所)
- IV 著しく厳しい状況下にある避難所 (2←1 か所)
- III 厳しい状況下にある避難所 (57←58 か所)
- II 依然として厳しいものの生活環境がやや改善している避難所 (161←154 か所)
- I 一定程度の生活が可能なお状態にある避難所 (316←272 か所)

(参考)

数値の合計 (項目ごとの重みは加味していない)

- V 特に厳しい状況下にある避難所 9~16点
(想定される状況の具体例: 水道等なし。おにぎり・パンのみ。入浴不可。)
- IV 著しく厳しい状況下にある避難所 17~24点
- III 厳しい状況下にある避難所 25~31点
- II 依然として厳しいものの生活環境がやや改善している避難所 32~38点
- I 一定程度の生活が可能なお状態にある避難所 39~45点
(想定される状況の具体例: 水道等復旧。温かい食事。週複数回入浴可。)

(参考) 実態把握の趣旨及び要領について

1 趣旨

東北3県(岩手県、宮城県、福島県)の全避難所(4月26日現在965か所)を対象に生活環境に関する状況を把握。ライフライン、食事の状況など避難所の生活環境に係る9項目について、各項目毎に3又は5段階で評価し、集計。

2 実態把握対象(4月26日現在)

岩手県	26市町村	363か所	うち回答	336か所	(92.6%)
宮城県	28市町村	420か所	うち回答	148か所	(35.2%)
福島県	36市町村	182か所	うち回答	52か所	(28.6%)
合計	90市町村	965か所	うち回答	536か所	(55.5%)

※第1回から第3回までのいずれかで回答があったもののうち、直近のものを集計。

3 回答記入期間

4月20日～4月24日を基準とする

4 回答記入者

県・市町村を通じ、各避難所のとりまとめ役など避難所の状況を熟知されている方に記入を依頼(該当する方がいない場合は、市町村職員等が知り得た状況を記入)。実態把握票は別紙のとおり。

平成 23 年 5 月 6 日
被災者生活支援特別対策本部

二次避難及び一時的移転の状況

1. 二次避難の状況

(戸)

	入居済又は 入居者決定戸数	提供可能戸数
応急仮設住宅 (5/2 現在) 【国土交通省調べ】	3,877 (完成済)	23,850 (着工済)
国の宿舎等 (5/2 現在) 【財務省調べ】	4,036	31,306
公営住宅等 (5/2 現在) 【国土交通省調べ】	4,352	22,262
計	12,265	77,418

2. 一時的移転の状況 (旅館・ホテル等)

【観光庁調べ (5/2 現在)】

	県内	県外	県内外合計
岩手県	1,661	0	1,661
宮城県	1,219	15	1,234
福島県	15,930	3,055	18,985
計	18,810	3,070	21,880

(注) 福島県における「県外」の内訳は、茨城県へ 161 人、静岡県へ 141 人、山形県へ 834 人、千葉県へ 45 人、栃木県へ 340 人、新潟県へ 1,257 人。

生活支援本部 対策の経過（事務記録）（未定稿）

月日	生活支援本部の動き	現地の状況
3月11日 (発災)	<p>○緊对本部（官邸）にて、物資の調達・配送を開始（本来なら県が行うべきものだが、政府が業務を肩代わりして対応）</p> <p>○政府緊对本部事案対処班として、物資調達・配送、海外支援受入等を約30名にて開始（3月14日には70名規模に）</p>	<p>○14:46 発災</p>
3月14日	<p>○被災地の物資調達について、国費にて対応する予備費使用の決定</p>	<p>○東北3県避難所避難者数最大409,146人</p>
3月17日	<p>○生活支援本部設置を決定</p>	<p>○高速道路の緊急通行車両確認標章のトラックに対する交付手続きを緩和（緊对本部で交付手続きを実施）</p> <p>○3県避難か所数最大1,994か所</p> <p>○インフラ・ラインの最大被害状況（3県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・停電 214万戸（契約344万戸） ・断水 215万戸 ・都市ガス供給停止 42万戸 ・通信（固定電話）100万回線（契約300万回線） <p>○DMAT派遣 最大193チーム活動</p> <p>○事務局からの食事の配送1日最高113万食</p>

3月18日	○緊急重点SSでのトラックに対する優先給油を開始	
3月19日	○事務局次長(2人)、審議官(2人)を発令	○3県への食糧供給が1日90万食程度が続く ○県内の物資集積拠点が飽和状態になり、末端までの輸送が滞る
3月20日 (10日目)	○生活支援本部が、物資支援業務と庁舎職員約70人を引き継ぐ。内閣府本庁舎(地下講堂)にて業務開始 ○その他の生活支援にも着手。参事官(12人)を発令。 職員・組織の拡充開始 ○本部運営会議を開始(翌日から毎日11:00～11:30)	
3月21日	○「各班の現状と課題」を整理し、運営会議で議論 ○「災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議」発足 ○現地での個別問題の処理に本格的に取り組み(いわき市のコンビニ再開かけ。原発20～30km圏の医療、石油供給など)。以後毎日 ○地下講堂をプレスに公開	○食料、水、燃料の配送に加え、日用品の配送が増える(トイレットペーパー、おむつ等)
3月22日	○職員数約100人に ○各府省連絡会議が発足(各省次官長官会議。隔日開催) ○3県庁と本部とのホットラインを開始 ○「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討会議」発足 ○被災自治体への人的応援のため、総務省から他県・市町村への派遣を依頼。本部から各省への派遣を依頼	○警察が一般車の交通規制を解除
3月23日		○県・市の対策本部に物流専門家を派遣。集積拠点での在庫管理等の活動を開始

3月24日

○災害廃棄物・現地調査団（団長：樋高環境大臣政務官）が釜石市、大槌町を視察

○東北自動車道開通
○避難所生活環境改善のための物資（パナソニック、一般薬など）の配送が増える
○宅配事業者が3県の避難所と集落への救援物資配送体制を整備

3月25日
(2週間後)

○事務局内体制がほぼ固まる（参事官13人、班編成完成）
○平野事務局長（副大臣）が記者会見「本部事務局の業務について」
○災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議にて「損壊家屋等の撤去等に関する指針」取りまとめ
○講堂が手狭になり、一部職員が1階へ移転

3月27日

○現地からの要望や課題に对应だけでなく、重要課題や先を見こした対策に取り組むことを開始。本部が何を送ったかだけでなく、現場が何を欲しているかの視点で検討へ

○被災者受入れ可能な公務員宿舎等の数を公表（4万2千戸）

3月28日

○運営会議にて、テーマ別に重要課題の協議を開始。以後毎日1～2テーマずつ議論
○「被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議」、「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」発足

○3県避難者数がほぼ一定に（約15万人、約2,400か所）
○トイレットペーパー、おむつの配送がほとんど終了する

3月29日

○原子力被災者支援チームが発足。当本部との分担決定（両事務局長）
○「被災地の復旧に関する検討会議」発足
○3県×2か所での避難所の定点観測を開始

○民間トラックによる輸送回数が延べ1000回を超える
○東北3県の燃料供給がほぼ前年同月並みに（末端を除く）

3月30日

○壁新聞第1号発刊

3月31日

○原子力チーム関係省庁が初会合

○3県への食事の配送が80万食を下回り、70万食前後に落ち着く

4月1日	(3週間後)		
4月2日	○総理大臣が陸前高田市視察、平野副大臣同行		
4月3日	○表「現地の課題と支援本部の取組(分類)」を整理 ○松本大臣が現地視察(3日~4日)		○炊き出し用機器(薪ストーブ、大型鍋)を石巻市等へ配送
4月4日	○運営会議での、原子力チームからの報告を定例化		
4月5日	○各府省連絡会議を火・金曜開催に ○被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議にて「応急仮設住宅の供給等に関する当面の取組方針」を取りまとめ ○被災者等就労支援・雇用創出推進会議で、当面の緊急総合政策として「フェーズ1」取りまとめ		○被災県で物資が充足し、全国知事会緊急対応策本部と被災県の救済物資の受け入れを一時中止する旨、同本部が通知 ○原発事故により、被災者移転している8町村について、居所不明な町民の所在を確認するため、福島県において「福島県双葉郡支援センター」を立ち上げ
4月6日	○全避難所の要支援度把握を開始 ○本部HP立上げ		
4月7日	○自民党からの要望に回答(官房長官他) ○平野事務局長の定例記者会見を開始		○23:32 宮城県沖地震 M7.4
4月8日			○義援金配分割合決定委員会が発足。第1回配分基準を決定

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 4月9日 | ○仮設住宅入所第1号(陸前高田市) | ○仮設住宅入所第1号(陸前高田市) |
| 4月10日 | ○総理大臣が石巻市視察 | ○17:17 福島沖地震 M7.1 |
| 4月11日
(1か月後) | ○壁新聞第3号(当事務局編集により「住宅特集」を掲載) | ○当本部からの食料提供が40万食
台に |
| 4月12日 | | ○住所外に移った避難者を把握する
ため、地方自治体共通の全国避
難者情報システムを構築するため
の通知(総務省) |
| 4月13日 | ○本部HP充実(本部の実績や取り組み状況を掲載) | |
| 4月14日 | ○公明党からの要望に回答(官房長官他) | |
| 4月15日 | ○平野副大臣定例記者会見
・生活再建支援金支給の迅速化について
・3県全避難所把握第1回取りまとめ結果について | ○県・市の物資集積拠点における物
資の飽和状態を解消し、迅速に物
資を配送するため、県・市と物
資本部を通じて、県外の保管場
所に滞留品を移送 |
| 4月16日 | | ○国による物資の調達・配送の代行
を、県へ移行 |
| 4月21日 | | |

4月22日	<p>○「東日本大震災に関してとられた特別措置等の解説集」(Q&A、参考資料集)を関係県・市町村に配布</p> <p>○壁新聞第6号(当事務局編集により「暮らしのお金特集」を掲載)</p> <p>○平野副大臣定例記者会見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3県全避難所に対する実態把握結果(第2回) ・被災地の復旧に関する検討会議現地視察 ・被災者健康支援連絡協議会の設置 	<p>○社団法人全日本トラック協会に対し、国土交通省より「支援物資輸送に係るトラック事業者への協力要請について」を通知</p>
4月23日	<p>○仙谷副長官現地(気仙沼市、亘理町、山元町、相馬市)視察(23～24日)</p> <p>○平野副大臣現地(大船渡市、陸前高田市、石巻市、仙台市、岩手県政府現地連絡対策室)視察(23～25日)</p>	<p>○内閣府防災パンフレット「被災者支援に関する各種制度の概要(東日本大震災編)」を公表</p>
4月26日	<p>○民主党内閣部門会議に当本部説明資料提出</p> <p>○3県全避難所に対する実態把握(第2回)の地域別分析結果の公表</p>	<p>○「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」、「地方税法の一部を改正する法律」が成立</p> <p>○補正予算、法律改正等による総合対策として、「日本はひとつ」をとりまとめ</p>
4月27日	<p>○生活支援ハンドブック(壁新聞の記事をまとめたもの)を作成、配布</p>	<p>○3県に対して「今後の物資の搬送と積み下ろしについて」を通知</p>
5月2日	<p>○3県全避難所に対する実態把握結果(第3回)の公表</p>	<p>○第1次補正予算、財特法成立</p>

5月3日	○平野副大臣、松下副大臣現地（福島県）訪問（3～5日）
5月4日	○松本大臣現地（仙台市、福島県）訪問 ○仙谷副長官現地（長野県栄村、新潟県十日町市、津南町）訪問（4～5日）